

2026年度より開始する 排出量取引制度について

令和8年1月14日

経済産業省 GXグループ 環境経済室

室長補佐 中山竜太郎

高市政権におけるGX政策の位置づけ

<高市総理ぶら下がり会見（2025年11月21日、首相官邸）>

- 今回の経済対策は、大きく3つの柱からなり、国民の皆さんに迅速に物価高対策をお届けすることを第一としつつ、危機管理投資、成長投資の戦略分野への頭出しとなる予算を措置します。国民の皆さんの暮らしを守り、強い経済をつくるために戦略的な財政出動を行います。

(中略)

- 第2の柱は、危機管理投資・成長投資による強い経済の実現です。複数年度にわたる事業について、予見可能性を持って取り組んでいただけるように推進いたします。その際、これまでのGX、AI・半導体の複数年度の財源フレームに基づく対応に続き、経済安全保障上の重要分野の危機管理投資に関して、新たな枠組みの検討に着手します。戦略17分野については、その頭出しとなる予算を措置します。まず、半導体、造船、量子、宇宙、情報通信、重要鉱物、サイバーセキュリティー等の戦略分野の官民連携投資、重要物資のサプライチェーン強化等の取り組みにより、経済安全保障の強化を図ります。エネルギー・資源安全保障の強化については、GX推進戦略に基づく成長志向型カーボンプライシング構想の具体化を通じた計画的支援を行います。

高市政権におけるGX政策の位置づけ②

<高市総理国会答弁（2025年12月15日、参・予算委員会（参政党神谷議員の質疑））>

- 最近激甚化するこの災害などを見ますと、気候変動というのは人類共通、喫緊の課題だと思います。ただし、世界中が協力しなければ効果が上がらないのもまた事実です。我が国のG X政策、脱炭素だけを目的としたものではないということは先ほど答弁がありましたけれども、エネルギーの安定供給、それから経済成長、脱炭素、同時実現に向けてこれは官民で投資を拡大するべき分野です。
- 例えて申し上げますと、再エネでいいますと、もう海外から輸入した太陽光発電パネルを並べるんではなくて、むしろ日本で発明されたペロブスカイト、この材料を使ってペロブスカイト太陽電池を普及していく、これは海外にも展開できますから日本がもうかります。
- それから、これからもうどこの国でも、A Iを使う、それからデータセンターが増えていきますから、消費電力が大きくなる、こういったところでも考えますと、やはり、これから次世代の革新炉、フュージョンエンジニアまで見据えてしっかりと自立的な電力供給ができる、エネルギー供給ができる形をつくっていく、これはまた海外にも展開できるものです。
- それから、すごく電力を食っちゃうこのデータセンターがあると。でも、日本には冷媒適用技術ですとか光電融合技術ですとか、省エネ型のデータセンターを造る技術もあるんですね。だから、これもまた国内に普及し、海外にも展開していく、もうかる種にもなりますので、しっかりとこういった技術の実装、そして国内外市場への展開も進めていきたいと考えております。

成長志向型カーボンプライシング構想

- 今後10年間で150兆円超の官民GX投資を実現。

① 20兆円規模の大胆な先行投資支援

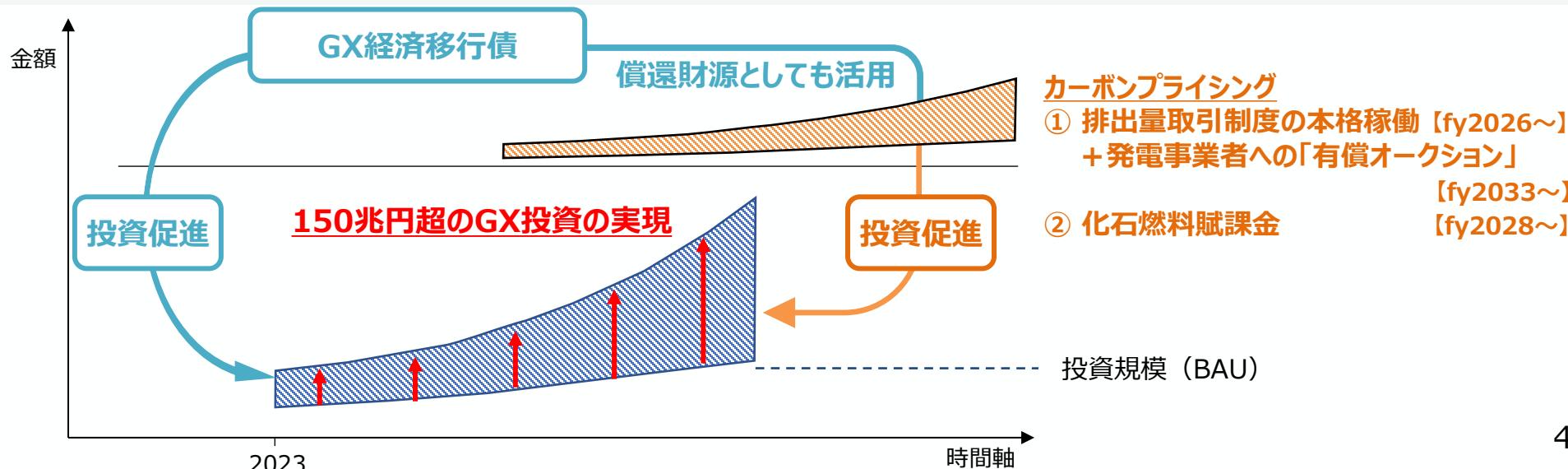
② カーボンプライシング（排出量取引・化石燃料賦課金）の導入

- 企業がGXに取り組む期間を設けた上で導入し、徐々に引き上げていく方針をあらかじめ明示

⇒ 早期に取り組むほど将来の負担が軽くなる仕組みとすることで、意欲ある企業のGX投資を引き出す

③ 新たな金融手法の活用

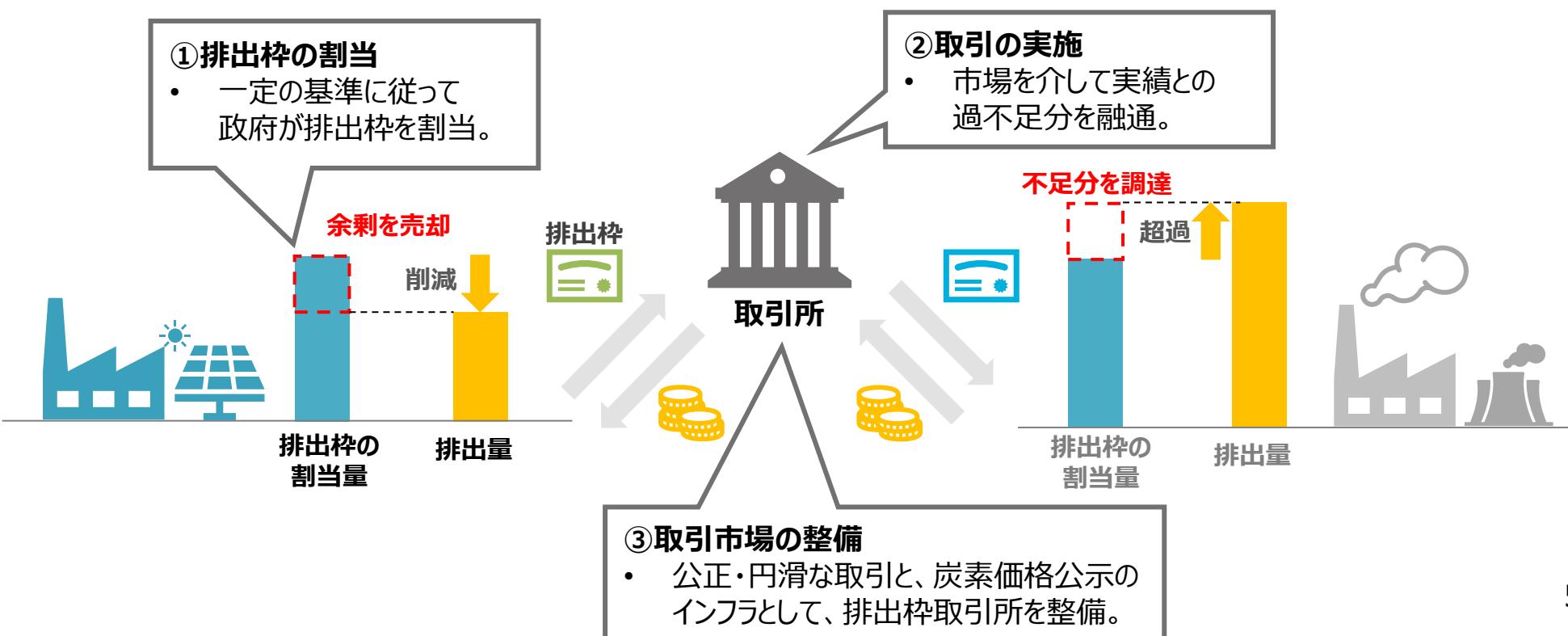
- 「GX経済移行債」の発行を含めたトランジション・ファイナンスの推進



排出量取引制度の仕組み

排出量取引制度は、社会全体で費用効率的に排出削減を行うための仕組み。

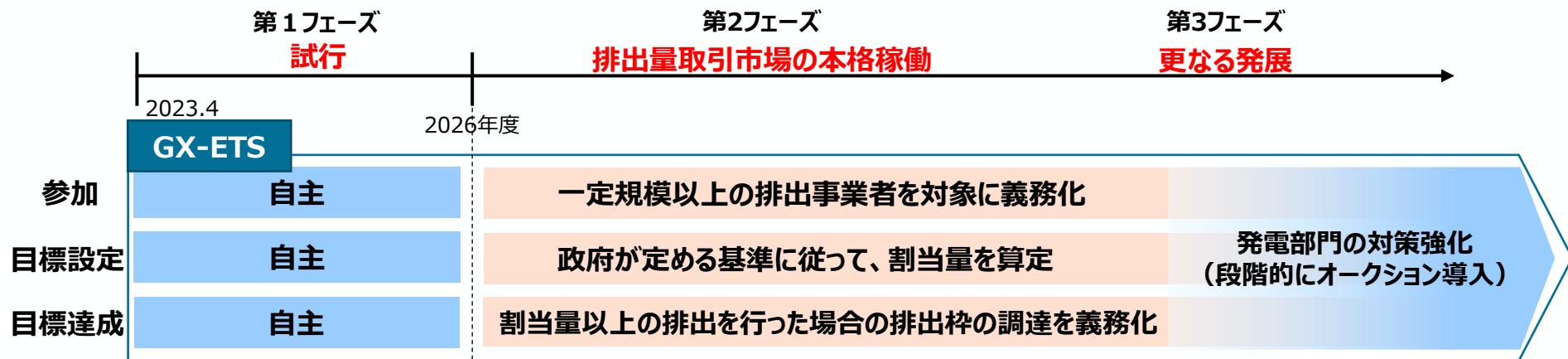
- 政府は、一定の基準のもと、排出枠（※排出許可証のようなもの）を企業に割当。
- 企業に対して、自社の排出量を算定し、排出量と同じ量の排出枠を、毎年、期限までに準備することを義務づけ。
- 排出枠の過不足が生じた場合には、市場取引を通じて融通しあうことが可能。



我が国における排出量取引制度の段階的な発展

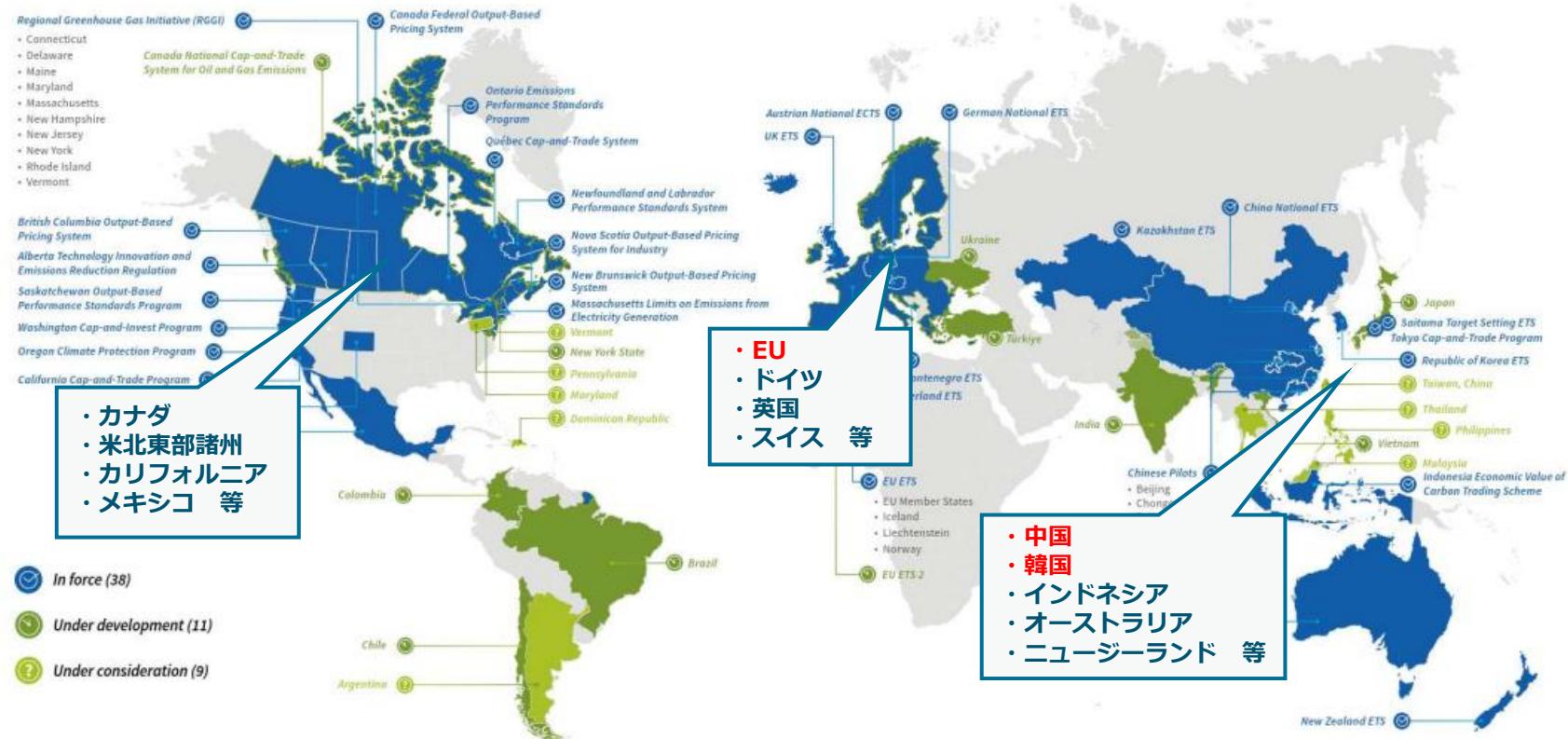
- 2023年度より、自主参加型の枠組みであるGXリーグにおいて、排出量取引制度を試行的に開始。
- 2026年度からは、より実効可能性を高めるため、排出量取引を法定化（全量無償で排出枠を交付）。
- 2033年度からは、カーボンニュートラルの実現に向けた鍵となる発電部門の脱炭素化の移行加速に向け、発電部門について段階的にオークションを導入。

<GX-ETSの段階的発展のイメージ>



【参考】各國のETS導入状況

- 38の国・地域で排出量取引制度が導入済、11の国・地域で導入検討中（2025年時点）。 GDPベースでは、世界全体の58%をカバー。
- 東アジアでも、韓国（2015～）・中国（2021～）で既に導入。韓国は有償比率の引き上げ、中国でも対象セクターの追加など、両国とも制度を強化する方針。
- ASEANでは、インドネシア（2023～）で導入されているほか、ベトナムでは試行運用が開始（2025～）、タイ、マレーシア、フィリピンでも政府レベルで導入を予定・検討。



排出量取引制度の全体像

- 25年常会で改正GX推進法が成立。産構審・排出量取引制度小委員会で、排出枠の割当方法など制度の大枠についてとりまとめ（2025年12月）。

制度対象業者	排出枠取引市場及び価格安定化措置
<ul style="list-style-type: none">CO2の直接排出量が前年度までの3カ年度平均で10万トン以上の事業者が対象。日本全体で300～400社程度、カバー率は我が国全体の温室効果ガス排出量の60%近くとなる見込み。	<ul style="list-style-type: none">取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、排出枠の上下限価格を設定。(排出枠価格の高騰等により義務履行に支障が生じる場合) 排出枠が不足する事業者については、上限価格の支払いで、不足分の排出枠保有義務を履行したものとみなす。
排出枠の割当て及び保有義務	
<p>①排出枠の割当て</p> <ul style="list-style-type: none">政府は、制度対象事業者に対し、一定の基準（業種別ベンチマーク等）に基づいて算出した排出枠の量を割当て。	<ul style="list-style-type: none">(一定期間以上、市場価格が下限を下回って低迷する場合) GX推進機構を通じてリバースオーケーションを行い、排出枠の流通量を調整するとともに、割当基準の強化を検討。
<p>②排出実績の算定・報告</p> <ul style="list-style-type: none">事業者は自らの排出実績を算定し、第三者機関（登録確認機関※）による確認を受けた上で、毎年度国に報告。	
<p>③排出枠の保有</p> <ul style="list-style-type: none">毎年度の排出実績と同量の排出枠を翌年度の1月31日に保有することを義務づけ。	

排出枠の割当てから保有期限までの一連のフロー

T 年度

①排出量の算定

- 自社の工場・輸送等に係るCO2排出量の算定。

②届出

- 政府指針を踏まえて算出した排出枠の量について登録確認機関による確認を受け、届出。

③排出枠の割当

- 国は排出枠を無償で割り当て。

④保有義務量の確定

- 排出実績について、登録確認機関による確認を受け、国に提出。保有すべき量を確定。

⑤排出枠の調達・売却

- 排出枠の過不足分について、市場を通じて取引（保有義務量が確定する前の時点であっても、自社の排出枠の過不足を見越して取引を行うことは可能）。

⑥排出枠の保有期限

※期限までに排出枠を保有しない場合

未償却相当負担金の納付

- 期限までに排出実績量と等量の排出枠を保有。余剰分は翌年度に持ち越し可能。

- 保有義務の未履行分の排出枠の量に応じた負担金の支払い。

本制度におけるクレジットの扱い

- 排出枠の価格形成を促し、制度対象者の削減インセンティブを確保する観点から、クレジットの使用上限を設ける。
- 上限の水準については、諸外国制度においても制度の発展とともに段階的に引き下げを行っていることから、実排出量の10%を上限とする。
- その上で、制度開始以降も排出枠の需給に及ぼす影響等について継続的に点検し、必要な場合には上限の見直しを検討していく。

本制度で使用可能なクレジット

- J-クレジット
- JCMクレジット

※ 使用可能なJCMクレジットは、温対法SHK制度に準拠する（SHKでは、2020年以前の取組に由来するJCMクレジットについては発行日等の要件を満たさない限り使用不可）。

使用可能量の上限

- 各年度の実排出量（クレジット無効化量を控除する前の排出量）の10%

排出枠の割当ルール（政府指針に基づく割当の考え方）

- ベンチマーク方式による割当てを基本とする。
- ベンチマークの適用対象とならなかった排出源は、グランドファザリングによる割当てを行う。
- また、過去の削減努力や、リーケージリスク、足下で削減効果が発現しない研究開発のための投資額に応じて割当量を調整する仕組みとする。

業種別の基準

多排出分野	業種別ベンチマーク（基準生産量×目指すべき排出原単位の水準）
その他分野	グランドファザリング（基準排出量×(1－目指すべき削減率)

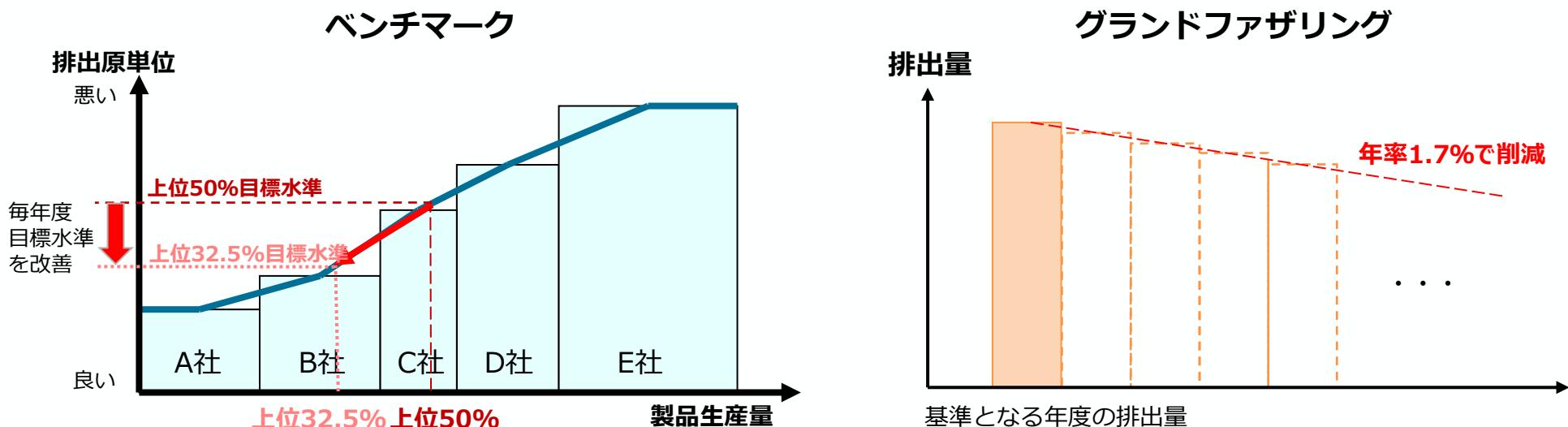
+

その他の勘案事項

①早期削減	グランドファザリング対象の排出源において、制度開始以前に基準となる削減率を超えて行った排出削減量を基準年度排出量に加算し、割当量を算定。
②リーケージリスク	主たる事業が、カーボンリーケージ業種に該当し、収益に占める排出枠調達コスト（排出枠不足分×平均市場価格）が一定水準を超える場合、不足分のうちの一定割合を割当量に追加。
③研究開発投資の状況	前年度に実施したGX関連の研究開発のため投資額に応じて、排出枠不足分の範囲で割当量を追加。
④活動量の変動等	事業所の新設・廃止、生産量等の大幅な増減が生じた場合には、割当量を調整。

ベンチマーク・グランドファザリング方式による割当て

- **ベンチマークの水準**：省エネ法ベンチマーク制度における原単位改善ペースを踏まえ、業種毎の上位50%水準から、5年後に上位32.5%まで引き下げていく。
- **グランドファザリング方式の水準**：10年後までに段階的にガス転換相当の取組を求める想定し、削減率を年率1.7%に設定。



- 同業種内の上位X%水準（※）の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量（制度対象となる直前の3年度（2023年度～2025年度）の生産量等の平均）にベンチマークを乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準活動量} \times \text{各年度の目指すべき排出原単位}$$

※上位〇%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。

- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量（制度対象となる直前の3年度（2023年度～2025年度）の排出量の平均）に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

$$\text{割当量} = \text{基準排出量} \times (1 - \text{目指すべき削減率} \times \text{基準からの経過年数})$$

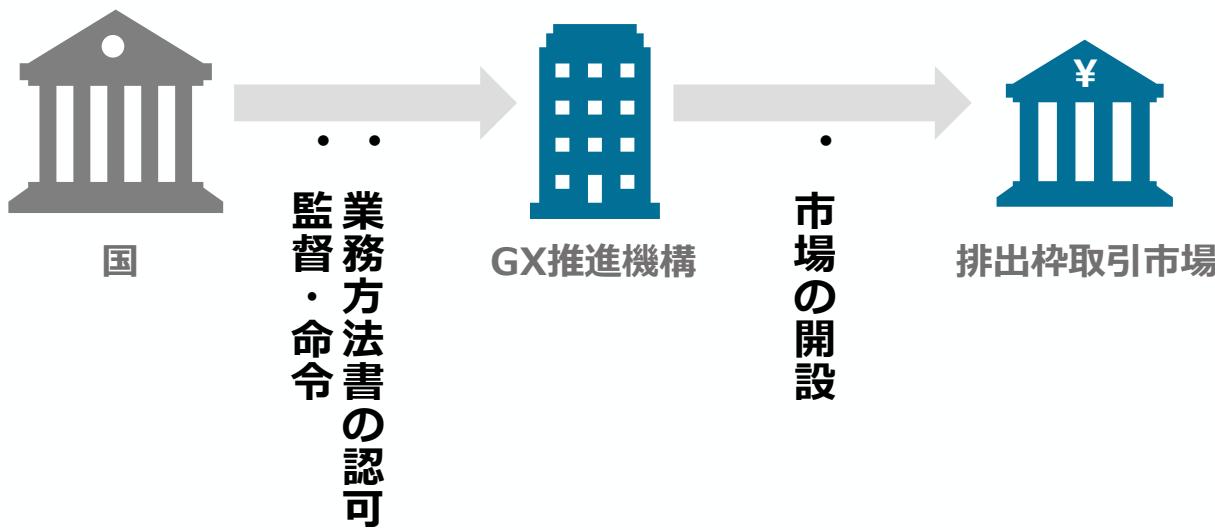
ベンチマーク対象業種

- ・鉄、化学、電力などのエネルギー多消費の業種ごとに共通のベンチマークを設定（20業種）し、業種内で製品生産量あたりの排出原単位を比較。
- ・制度対象事業者の排出の90%をカバー

ベンチマーク対象業種	
洋紙	石灰
板紙	高炉
ソーダ	電炉普通鋼
カーボンブラック	電炉特殊鋼
有機化学工業品	アルミニウム
石油精製	自動車
ゴム製品	発電（ガス、石炭、石油等）
板ガラス	貨物自動車運送
ガラスびん	内航海運
セメント	航空運送

排出枠取引市場の設計

- 排出枠取引市場は、GX推進法において**GX推進機構が設置・運営**することとされており、**2027年度秋頃に開設予定**。
- 市場参加者の要件**、**取引の手続の詳細**、**公正な取引を確保するための措置**、**その他取引の流動性の確保のために必要な措置等**について、26年度に検討を実施予定。



取引市場の役割

- 取引の公正な実施
- 決済機能の提供
- 取引数量・価格等の公表 等
(一部業務の委託も想定)

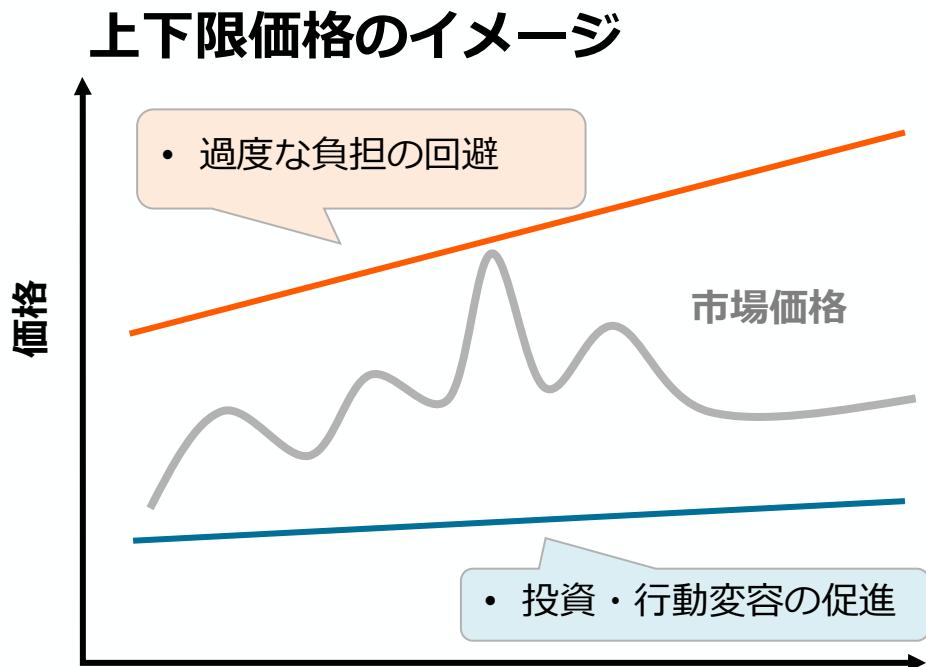
取引参加者

- 制度対象事業者**
- 一部取引業者（※）**
 - 制度対象者からの依頼を受けて取引するもの
 - 排出枠に類するクレジット等の商品の市場取引について、一定の経験を有するもの（マーケットメイカー等） 等

※ 詳細は機構の業務方法書に定める。

価格安定化措置（上下限価格の設定）

- 取引所における取引価格の過度な高騰又は下落を避けるため、「上限・下限価格」を設定し、価格「帯」をあらかじめ示すことで、取引価格の予見可能性を高め、脱炭素投資を促進。



価格高騰対策（上限価格）

- ・ 価格が高騰し、上限を超過した場合には、**上限価格を支払うことで、不足分の排出枠を調達できたものとする**

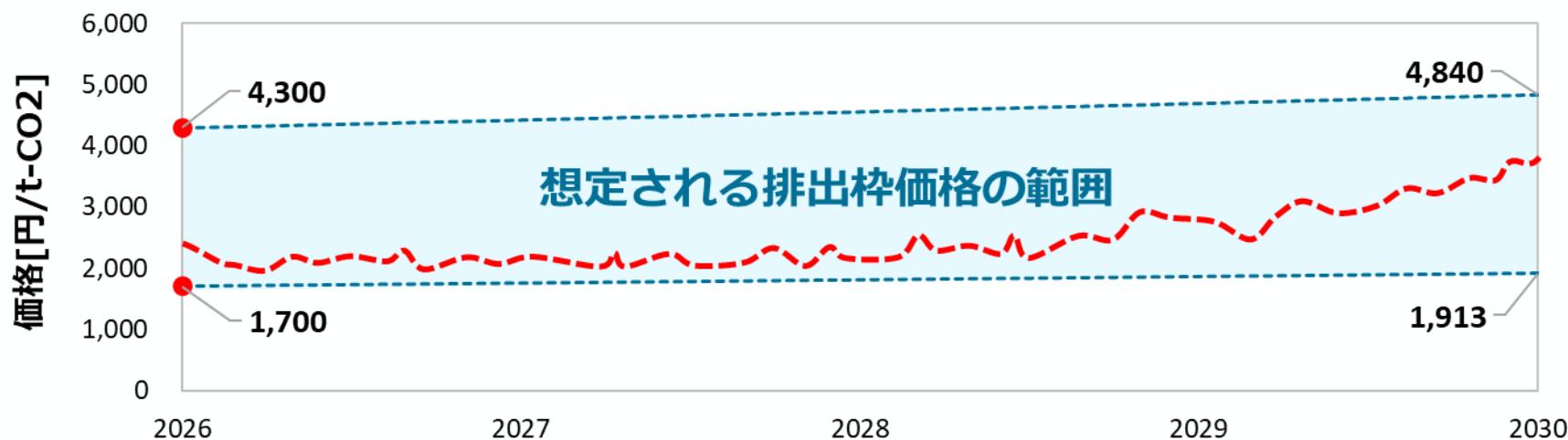
価格下落対策（下限価格）

- ・ 価格が下落し、一定期間以上にわたり、下限を下回る場合には、**逆入札（リバースオークション）を行い、国（GX推進機構）が排出枠を買い支える**

上下限価格の具体的水準

- 2026年度の上限価格は、燃料転換コストの水準を踏まえ、4,300円/トンとする。
- 下限価格は、足下の省エネの対策費用と整合するよう、価格高騰前の省エネJ-クレジットの価格を参考し、1,700円/トンとする。
- 2027年度以降の上下限価格は、前年度の価格に価格上昇率（3%+物価上昇率）を乗じて決定する。

各年度の上下限価格の見通し



【参考】炭素価格公示による投資促進効果

- 炭素への値付けが行われ、その価格が公示されることで、制度対象者に留まらず社会全体での脱炭素投資が促進される。

